

2.3 公的制度等の利用状況

ア ひとり親世帯に対する公的制度等の利用状況については、母子世帯、父子世帯ともに、「公共職業安定所（ハローワーク）」、「市区町村福祉関係窓口」の利用が多い。

イ 母子・父子福祉資金制度については、「不満である」又は「やや不満である」と回答したものが母子世帯の母では 40.7 %、父子世帯の父では 68.7%、「満足である」と回答したものが母子世帯の母では 46.4 %、父子世帯の父では 31.3 %となっている。

ウ 生活保護の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 9.3 %、父子世帯の父では 5.1 %となっている。

エ 公的年金の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 6.9 %、父子世帯の父では 12.5 %となっている。

オ 児童扶養手当の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 69.3 %、父子世帯の父では 46.5 %となっている。

表 2 3 - 1 母子世帯の福祉関係の公的制度等の利用状況

	利用している又は利用したこと		利用したことがない		
	がある	うち、満足している		うち、今後利用したい	うち、制度を知らなかった
公共職業安定所 (ハローワーク)	67.2 (68.5)	15.4 (6.6)	32.8 (31.5)	33.2 (37.7)	8.9 (9.8)
市区町村福祉関係窓口	46.0 (49.9)	20.6 (10.9)	54.0 (50.1)	21.7 (23.4)	37.9 (39.1)
福祉事務所	17.5 (21.4)	22.8 (13.9)	82.5 (78.6)	16.8 (20.1)	42.9 (42.0)
民生・児童委員	16.1 (19.0)	26.3 (15.5)	83.9 (81.0)	11.9 (14.2)	36.7 (38.3)
児童相談所・児童家庭支援センター	15.7 (15.2)	20.7 (12.4)	84.3 (84.8)	15.5 (17.7)	28.7 (32.6)
母子家庭等就業・自立支援センター 事業	9.8 (10.9)	24.0 (14.5)	90.2 (89.1)	17.4 (22.5)	33.6 (35.8)
母子・父子福祉センター	5.3 (5.7)	28.4 (18.0)	94.7 (94.3)	12.2 (13.8)	45.2 (49.8)
母子・父子自立支援員	3.9 (4.0)	37.2 (26.1)	96.1 (96.0)	9.8 (12.7)	45.6 (48.7)
母子生活支援施設 (旧母子寮)	2.3 (2.1)	36.6 (41.7)	97.7 (97.9)	5.3 (7.2)	40.6 (41.9)
家庭児童相談室	3.4 (4.3)	30.9 (24.0)	96.6 (95.7)	10.3 (14.9)	41.1 (41.2)
公共職業能力開発施設	3.8 (5.5)	33.8 (25.3)	96.2 (94.5)	14.5 (18.1)	43.1 (43.7)
婦人相談所 (女性相談センター)	4.6 (5.1)	29.0 (19.1)	95.4 (94.9)	10.8 (13.6)	46.6 (48.5)
自立支援教育訓練給付金事業	4.8 (5.0)	35.0 (25.3)	95.2 (95.1)	17.8 (19.5)	41.4 (45.7)
高等職業訓練促進給付金事業	3.2 (3.2)	44.8 (33.9)	96.8 (96.9)	15.1 (15.7)	44.5 (49.7)
高等職業訓練促進資金貸付事業	1.5 (1.6)	45.4 (40.7)	98.5 (98.5)	13.4 (14.3)	44.7 (50.1)
ひとり親家庭等日常生活支援事業 (家庭生活支援員(ヘルパー)派遣等)	2.1 (1.9)	44.3 (32.4)	97.9 (98.1)	10.5 (10.0)	49.8 (53.0)
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	1.7 (1.5)	43.2 (18.5)	98.3 (98.5)	5.6 (5.9)	50.4 (54.6)
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	0.6 (0.6)	60.4 (36.4)	99.4 (99.4)	4.8 (5.1)	52.6 (56.6)
配偶者暴力相談支援センター	2.5 (2.8)	21.8 (22.4)	97.5 (97.2)	2.9 (3.5)	41.7 (44.4)
母子福祉資金	4.3 (6.0)	43.3 (36.8)	95.7 (94.0)	23.5 (31.0)	56.3 (55.6)
生活福祉資金	4.0 (3.1)	35.1 (20.4)	96.0 (96.9)	9.5 (10.8)	52.9 (56.8)
養育費等相談支援センター	1.2 (1.0)	37.2 (50.0)	98.8 (99.0)	8.6 (10.4)	50.6 (53.2)
子どもの学習支援	4.6 (2.0)	36.1 (22.9)	95.4 (98.0)	18.8 (17.7)	50.8 (55.9)
高等学校卒業程度認定試験合格支援 事業	0.7 (0.5)	64.9 (55.6)	99.3 (99.5)	7.1 (7.2)	51.3 (56.7)
生活困窮者自立支援制度	2.5 (1.1)	33.7 (35.0)	97.5 (98.9)	8.5 (7.6)	51.3 (59.0)
子供の未来応援国民運動 ホームページ	1.0 (0.3)	42.0 (60.0)	99.0 (99.7)	12.0 (11.3)	63.1 (66.8)

注：1) 上段は令和3年、下段括弧は平成28年の割合である。なお、令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 表中の割合は、不詳を除いた割合である。

注：3) 公的制度等の種別については複数回答。

注：4) 「今後利用したい」と「制度を知らなかった」は複数回答。

※ 以下同じ。

表 2 3 - 2 父子世帯の福祉関係の公的制度等の利用状況

	利用している又は利用したこと		利用したことがない		
	がある	うち、満足している		うち、今後利用したい	うち、制度を知らなかった
公共職業安定所 (ハローワーク)	37.1 (45.5)	16.5 (4.6)	62.9 (54.5)	18.5 (20.4)	10.7 (12.2)
市区町村福祉関係窓口	31.3 (33.0)	25.5 (12.3)	68.7 (67.0)	21.9 (20.0)	30.4 (41.4)
福祉事務所	12.4 (13.3)	30.8 (16.7)	87.6 (86.7)	18.4 (17.6)	35.5 (42.9)
民生・児童委員	7.5 (11.3)	34.1 (20.0)	92.5 (88.7)	12.1 (13.0)	34.4 (39.9)
児童相談所・児童家庭支援センター	11.5 (11.5)	28.9 (16.7)	88.5 (88.5)	13.9 (13.7)	31.3 (38.6)
母子家庭等就業・自立支援センター 事業	1.8 (2.6)	34.5 (50.0)	98.2 (97.4)	10.4 (8.1)	37.9 (43.6)
母子・父子福祉センター	2.4 (2.9)	18.6 (22.2)	97.6 (97.1)	12.0 (10.0)	44.6 (52.0)
母子・父子自立支援員	1.6 (2.3)	28.7 (42.9)	98.4 (97.7)	10.1 (9.6)	43.0 (51.5)
家庭児童相談室	2.1 (3.6)	21.2 (27.3)	97.9 (96.4)	13.0 (10.1)	37.3 (45.5)
公共職業能力開発施設	2.0 (3.6)	42.9 (27.3)	98.0 (96.4)	10.9 (11.1)	36.9 (40.5)
自立支援教育訓練給付金事業	0.7 (2.9)	59.3 (33.3)	99.3 (97.1)	10.1 (9.1)	43.6 (49.2)
高等職業訓練促進給付金事業	1.0 (1.6)	56.9 (60.0)	99.0 (98.4)	10.1 (9.3)	43.7 (50.2)
高等職業訓練促進資金貸付事業	1.0 (2.0)	68.8 (66.7)	99.0 (98.0)	10.2 (9.0)	44.2 (51.8)
ひとり親家庭等日常生活支援事業 (家庭生活支援員(ヘルパー)派遣等)	2.2 (2.3)	39.1 (28.6)	97.8 (97.7)	12.3 (10.3)	46.8 (56.5)
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	0.9 (1.9)	79.4 (50.0)	99.1 (98.1)	7.8 (5.9)	44.1 (53.5)
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	0.5 (1.6)	63.4 (60.0)	99.5 (98.4)	6.7 (6.6)	45.3 (53.1)
配偶者暴力相談支援センター	0.3 (1.6)	100.0 (60.0)	99.7 (98.4)	4.5 (2.3)	39.4 (45.5)
父子福祉資金	2.3 (3.7)	31.3 (50.0)	97.7 (96.3)	20.4 (21.2)	68.3 (71.5)
生活福祉資金	3.3 (2.3)	42.6 (42.9)	96.7 (97.7)	11.2 (9.9)	46.9 (53.3)
養育費等相談支援センター	0.7 (2.0)	64.5 (66.7)	99.3 (98.0)	9.5 (8.6)	45.9 (53.8)
子どもの学習支援	1.4 (3.3)	51.2 (40.0)	98.6 (96.7)	14.0 (13.9)	45.5 (54.7)
高等学校卒業程度認定試験合格支援 事業	0.5 (1.6)	100.0 (80.0)	99.5 (98.4)	7.6 (7.3)	47.2 (52.3)
生活困窮者自立支援制度	1.8 (2.0)	34.5 (50.0)	98.2 (98.0)	8.0 (5.3)	47.0 (56.5)
子供の未来応援国民運動 ホームページ	0.6 (1.0)	77.0 (100.0)	99.4 (99.0)	11.9 (9.2)	53.5 (60.1)

表 2 3 - 3 - 1 母子福祉資金制度について

	総 数	満足である	やや不満である	不満である	わからない
平成 28 年	(100.0)	(37.5)	(35.7)	(11.6)	(15.2)
令和 3 年	46,000 (100.0)	21,323 (46.4)	12,534 (27.2)	6,208 (13.5)	5,934 (12.9)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 利用している又は利用したことがある者のみ。以下同じ。

表 2 3 - 3 - 2 父子福祉資金制度について

	総 数	満足である	やや不満である	不満である	わからない
平成 28 年	(100.0)	(50.0)	(21.4)	(28.6)	(0.0)
令和 3 年	3,258 (100.0)	1,020 (31.3)	1,447 (44.4)	791 (24.3)	0 (0.0)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 2 3 - 4 - 1 母子福祉資金制度について（「不満である」又は「やや不満である」理由）（最も大きな理由）

	総 数	貸付金額が低い	貸付金の種類が少ない	貸付条件が悪い	借入手続きが複雑	保証人がいない	その他	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(17.1)	(5.3)	(16.2)	(16.7)	(26.8)	(13.6)	(4.4)
令和 3 年	89,105 (100.0)	10,489 (11.8)	7,810 (8.8)	15,323 (17.2)	16,522 (18.5)	16,710 (18.8)	18,158 (20.4)	4,094 (4.6)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 利用したことがない者も含む。以下同じ。

表 2 3 - 4 - 2 父子福祉資金制度について（「不満である」又は「やや不満である」理由）（最も大きな理由）

	総 数	貸付金額が低い	貸付金の種類が少ない	貸付条件が悪い	借入手続きが複雑	保証人がいない	その他	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(21.4)	(10.7)	(17.9)	(14.3)	(3.6)	(28.6)	(3.6)
令和 3 年	8,797 (100.0)	1,947 (22.1)	967 (11.0)	1,304 (14.8)	988 (11.2)	907 (10.3)	1,354 (15.4)	1,331 (15.1)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 2 3 - 5 母子世帯の母の生活保護の受給状況

	総 数	受給している	受給していない
平成 28 年 総 数	(100.0)	(11.2)	(88.8)
令和 3 年 総 数	1,144,199 (100.0)	106,670 (9.3)	1,037,529 (90.7)
死 別	59,246 (100.0)	3,634 (6.1)	55,612 (93.9)
生 別	1,072,343 (100.0)	99,392 (9.3)	972,951 (90.7)
離 婚	909,467 (100.0)	77,495 (8.5)	831,971 (91.5)
未 婚	125,124 (100.0)	16,796 (13.4)	108,329 (86.6)
その他	37,752 (100.0)	5,101 (13.5)	32,650 (86.5)
不 詳	12,610 (100.0)	3,643 (28.9)	8,967 (71.1)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である

表 2 3 - 6 母子世帯の母の生活保護の受給状況（母の最終学歴別）

	総 数	受給している	受給していない
令和 3 年 総 数	1,110,401 (100.0)	102,907 (9.3)	1,007,494 (90.7)
中学校	118,802 (100.0)	31,016 (26.1)	87,786 (73.9)
高 校	450,968 (100.0)	46,467 (10.3)	404,501 (89.7)
高等専門学校	56,940 (100.0)	7,203 (12.7)	49,737 (87.3)
短 大	153,343 (100.0)	8,060 (5.3)	145,283 (94.7)
大学・大学院	144,080 (100.0)	2,106 (1.5)	141,974 (98.5)
専修学校・ 各種学校	179,400 (100.0)	7,201 (4.0)	172,199 (96.0)
その他	6,868 (100.0)	853 (12.4)	6,015 (87.6)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 3 - 7 父子世帯の父の生活保護の受給状況

	総 数	受給している	受給していない
平成 28 年 総 数	(100.0)	(9.3)	(90.7)
令和 3 年 総 数	141,131 (100.0)	7,205 (5.1)	133,927 (94.9)
死 別	30,043 (100.0)	1,357 (4.5)	28,685 (95.5)
生 別	109,972 (100.0)	5,847 (5.3)	104,124 (94.7)
離 婚	99,711 (100.0)	4,550 (4.6)	95,161 (95.4)
未 婚	1,357 (100.0)	329 (24.2)	1,028 (75.8)
その他	8,904 (100.0)	968 (10.9)	7,936 (89.1)
不 詳	1,117 (100.0)	0 (0.0)	1,117 (100.0)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である

表 2 3 - 8 父子世帯の父の生活保護の受給状況（父の最終学歴別）

	総 数	受給している	受給していない
令和 3 年 総 数	135,575 (100.0)	6,637 (4.9)	128,938 (95.1)
中学校	17,496 (100.0)	1,906 (10.9)	15,590 (89.1)
高 校	55,761 (100.0)	3,370 (6.0)	52,391 (94.0)
高等専門学校	7,476 (100.0)	280 (3.8)	7,195 (96.2)
短 大	2,580 (100.0)	140 (5.4)	2,439 (94.6)
大学・大学院	36,816 (100.0)	349 (0.9)	36,466 (99.1)
専修学校・ 各種学校	15,047 (100.0)	592 (3.9)	14,455 (96.1)
その他	401 (100.0)	0 (0.0)	401 (100.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 3 - 9 母子世帯の母の公的年金の受給状況

	総 数	受給して いる					受給して いない
		遺族年金	障害年金	老齢年金	不 詳		
平成 28 年	(100.0)	(7.5) (100.0)	(74.8)	(14.1)	(4.4)	(6.7)	(92.5)
令和 3 年	1,085,356 (100.0)	74,551 (6.9) (100.0)	53,079 (71.2)	14,794 (19.8)	1,401 (1.9)	5,277 (7.1)	1,010,805 (93.1)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表 2 3 - 1 0 公的年金を受給している母子世帯の母の年金月額構成割合

	総 数	5 万円未満	5～10 万円未満	10～15 万円未満	15～20 万円未満	20 万円以上	平 均 年金月額
平成 28 年	(100.0)	(31.0)	(20.4)	(34.5)	(12.4)	(1.8)	90 千円
令和 3 年	62,480 (100.0)	13,278 (21.3)	14,129 (22.6)	26,449 (42.3)	6,435 (10.3)	2,188 (3.5)	104 千円

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表 2 3 - 1 1 父子世帯の父の公的年金の受給状況

	総 数	受給して いる					受給して いない
		遺族年金	障害年金	老齢年金	不 詳		
平成 28 年	(100.0)	(7.0) (100.0)	(24.0)	(24.0)	(36.0)	(16.0)	(93.0)
令和 3 年	132,951 (100.0)	16,664 (12.5) (100.0)	11,865 (71.2)	2,508 (15.0)	1,820 (10.9)	471 (2.8)	116,288 (87.5)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表 2 3 - 1 2 公的年金を受給している父子世帯の父の年金月額構成割合

	総 数	5 万円未満	5～10 万円未満	10～15 万円未満	15～20 万円未満	20 万円以上	平 均 年金月額
平成 28 年	(100.0)	(21.1)	(36.8)	(26.3)	(5.3)	(10.5)	125 千円
令和 3 年	15,198 (100.0)	2,762 (18.2)	5,022 (33.0)	5,052 (33.2)	1,299 (8.5)	1,062 (7.0)	126 千円

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である。

表 2 3 - 1 3 母子世帯の母の児童扶養手当の受給状況

	総 数	受給している		受給していない	
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
平成 28 年	(100.0)	(73.0)	(42.5)	(57.5)	(27.0)
令和 3 年					
総 数	1,163,285 (100.0)	805,768 (69.3)	427,287 (53.0)	378,481 (47.0)	357,517 (30.7)
死 別	61,276 (100.0)	13,330 (21.8)	7,361 (55.2)	5,970 (44.8)	47,946 (78.2)
生 別	1,089,713 (100.0)	782,971 (71.9)	412,748 (52.7)	370,222 (47.3)	306,742 (28.1)
離 婚	928,902 (100.0)	666,074 (71.7)	347,770 (52.2)	318,304 (47.8)	262,828 (28.3)
未 婚	123,847 (100.0)	93,111 (75.2)	50,923 (54.7)	42,188 (45.3)	30,736 (24.8)
その他	36,964 (100.0)	23,786 (64.3)	14,055 (59.1)	9,731 (40.9)	13,178 (35.7)
不 詳	12,296 (100.0)	9,467 (77.0)	7,178 (75.8)	2,289 (24.2)	2,829 (23.0)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である

表 2 3 - 1 4 母子世帯の母の児童扶養手当の受給状況（母の最終学歴別）

	総 数	受給している		受給していない	
		全部支給	一部支給		
令和3年 総 数	1,128,005 (100.0)	780,853 (69.2) (100.0)	414,023 (53.0)	366,831 (47.0)	347,152 (30.8)
中学校	121,869 (100.0)	102,282 (83.9) (100.0)	75,853 (74.2)	26,429 (25.8)	19,587 (16.1)
高 校	460,928 (100.0)	357,450 (77.5) (100.0)	197,839 (55.3)	159,611 (44.7)	103,478 (22.5)
高等専門学校	56,941 (100.0)	37,456 (65.8) (100.0)	15,115 (40.4)	22,341 (59.6)	19,485 (34.2)
短 大	154,629 (100.0)	94,478 (61.1) (100.0)	41,704 (44.1)	52,774 (55.9)	60,151 (38.9)
大学・大学院	142,503 (100.0)	67,999 (47.7) (100.0)	26,783 (39.4)	41,216 (60.6)	74,504 (52.3)
専修学校・ 各種学校	183,395 (100.0)	116,959 (63.8) (100.0)	54,837 (46.9)	62,122 (53.1)	66,436 (36.2)
その他	7,739 (100.0)	4,229 (54.6) (100.0)	1,891 (44.7)	2,338 (55.3)	3,510 (45.4)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 3 - 1 5 父子世帯の父の児童扶養手当の受給状況

	総 数	受給している		受給していない	
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
平成 28 年	(100.0)	(51.5) (100.0)	(29.9)	(70.1)	(48.5)
令和 3 年 総 数	139,313 (100.0)	64,713 (46.5) (100.0)	29,166 (45.1)	35,547 (54.9)	74,600 (53.5)
死 別	29,161 (100.0)	10,537 (36.1) (100.0)	5,920 (56.2)	4,617 (43.8)	18,624 (63.9)
生 別	108,999 (100.0)	53,874 (49.4) (100.0)	23,112 (42.9)	30,762 (57.1)	55,124 (50.6)
離 婚	98,209 (100.0)	47,877 (48.8) (100.0)	19,945 (41.7)	27,932 (58.3)	50,331 (51.2)
未 婚	1,519 (100.0)	869 (57.2) (100.0)	491 (56.5)	378 (43.5)	650 (42.8)
その他	9,272 (100.0)	5,128 (55.3) (100.0)	2,677 (52.2)	2,451 (47.8)	4,143 (44.7)
不 詳	1,153 (100.0)	302 (26.2) (100.0)	133 (44.2)	168 (55.8)	852 (73.8)

注：1) 令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2) 総数は不詳を除いた値である

表 2 3 - 1 6 父子世帯の父の児童扶養手当の受給状況（父の最終学歴別）

	総 数	受給している		受給していない	
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
令和3年 総 数	133,778 (100.0)	61,837 (46.2) (100.0)	28,142 (45.5)	33,695 (54.5)	71,941 (53.8)
中学校	17,239 (100.0)	9,530 (55.3) (100.0)	4,092 (42.9)	5,438 (57.1)	7,709 (44.7)
高 校	54,367 (100.0)	26,621 (49.0) (100.0)	12,387 (46.5)	14,234 (53.5)	27,746 (51.0)
高等専門学校	7,641 (100.0)	3,562 (46.6) (100.0)	1,910 (53.6)	1,652 (46.4)	4,079 (53.4)
短 大	2,754 (100.0)	1,142 (41.5) (100.0)	723 (63.3)	419 (36.7)	1,613 (58.5)
大学・大学院	36,024 (100.0)	12,949 (35.9) (100.0)	6,149 (47.5)	6,800 (52.5)	23,075 (64.1)
専修学校・ 各種学校	15,351 (100.0)	8,034 (52.3) (100.0)	2,882 (35.9)	5,152 (64.1)	7,318 (47.7)
その他	401 (100.0)	0 (0.0) (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	401 (100.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。